

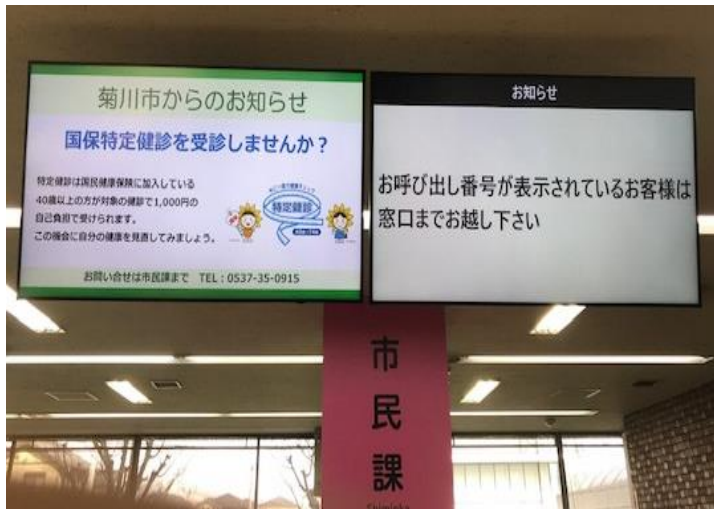
# 『菊川市新行財政改革推進方針』

キャップドゥ

# 菊川市CAPDo!

- 後期 計画/進捗管理 -

## 【菊川市広告事業】



＜窓口表示板＞



＜図書館の雑誌カバー＞



＜ごみの出し方マニュアル＞

## 【後期計画】令和2年度～令和3年度

令和2年3月 策定（後期）

静岡県菊川市

# 【 目 次 】

## 第1 方針の目的及び具体的な事業の計画

1	菊川市新行財政改革推進方針の目的	1
2	菊川市新行財政改革推進方針の期間	1
3	菊川市新行財政改革推進方針の実施	1
4	菊川市新行財政改革推進方針の体制	2

## 第2 現状の課題と分析

1	現状の課題	3
2	課題分析	3
(1)	人口	3
①	年齢3区分別人口の推移	3
(2)	将来人口	4
①	年齢3区分別人口（市独自推計）の推移	4
(3)	財政	5
①	経常一般財源収入と普通交付税の推移	5
②	扶助費等経常的経費と普通建設事業費	5
③	一般会計から特別会計への繰出金	6
④	経常収支比率	7
⑤	公共施設の老朽化	7
⑥	修繕・更新費用の見込み	8

## 第3 CAPDo! の特徴（改善内容） / 進捗管理

1	特徴（改善内容）	9
(1)	短期間で集中的に改革	9
(2)	現状の課題を把握	9
(3)	即効度と難易度の設定	9
2	進捗管理	9
(1)	職員の意識改革及び経営感覚	9
(2)	実施計画の見直し	9
(3)	目標及び取組内容等の管理体制	9

## 第4 CAPDo! の実施メニュー

実施メニュー一覧表	10
実施メニュー個表	11

# 第1 方針の目的及び具体的な事業の計画

## 1 菊川市新行財政改革推進方針の目的

健全な行財政基盤の確立

今までの行財政改革大綱では、合併した効果を生み出すべく、削減・縮小といった減量型の取組みが中心となってきましたが、方針では大綱の一部を継承しながら、財源確保のため必要な情報の取得や分析を十分に行い、その中から選択して活用していくことを取り入れつつ、限られた資源を集中して活用するなどして、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる健全な行財政基盤の確立を目指します。

以上から、「健全な行財政基盤の確立」を方針の目的とします。

## 2 菊川市新行財政改革推進方針の期間

方針は、総合計画の実現に重要な施策のひとつと言えることから、現在策定中の第2次総合計画の半期に合わせ、期間を令和3年度までの6年間とします。

なお、令和4年度以降については、方針の検証を踏まえつつ、第2次総合計画との整合を図ります。

## 3 菊川市新行財政改革推進方針の実施

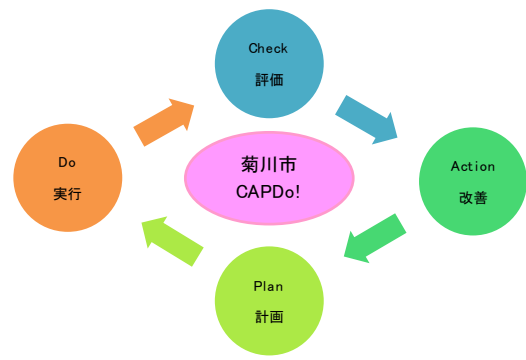
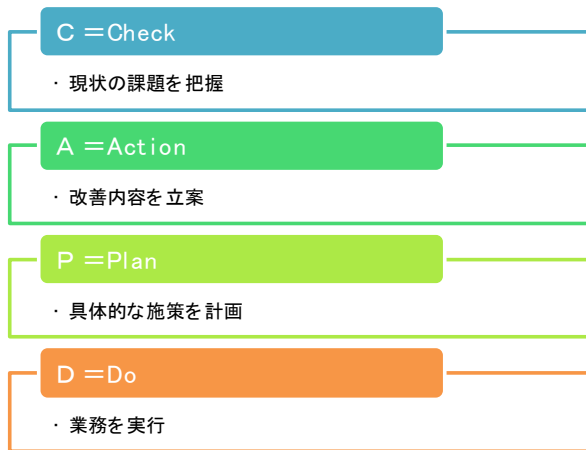
方針に示した目的を達成するために、具体的な事業内容について現状における課題や今後の実施方法などを明らかにした上で、実施計画を別に定めます。

なお、この実施計画については方針の期間6年間を短期間で集中的に改革するために、2年間ずつ前・中・後期に分けて策定し、方針の即効性を高めていきます。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画			第1次菊川市総合計画(前期)				第1次菊川市総合計画(後期)				第2次菊川市総合計画											
行財政改革大綱・方針	第1次菊川市行財政改革大綱				第2次菊川市行財政改革大綱				菊川市新行財政改革推進方針													
実施計画	第1次集中改革プラン				第2次集中改革プラン(前期)		第2次集中改革プラン(後期)		菊川市CAPDo!(前期)		菊川市CAPDo!(中期)		菊川市CAPDo!(後期)									

実施計画については、短期間で行うことに意味のある実践的な改善活動をするために、改善サイクル(CAPDサイクル)に基づいた推進管理を行います。

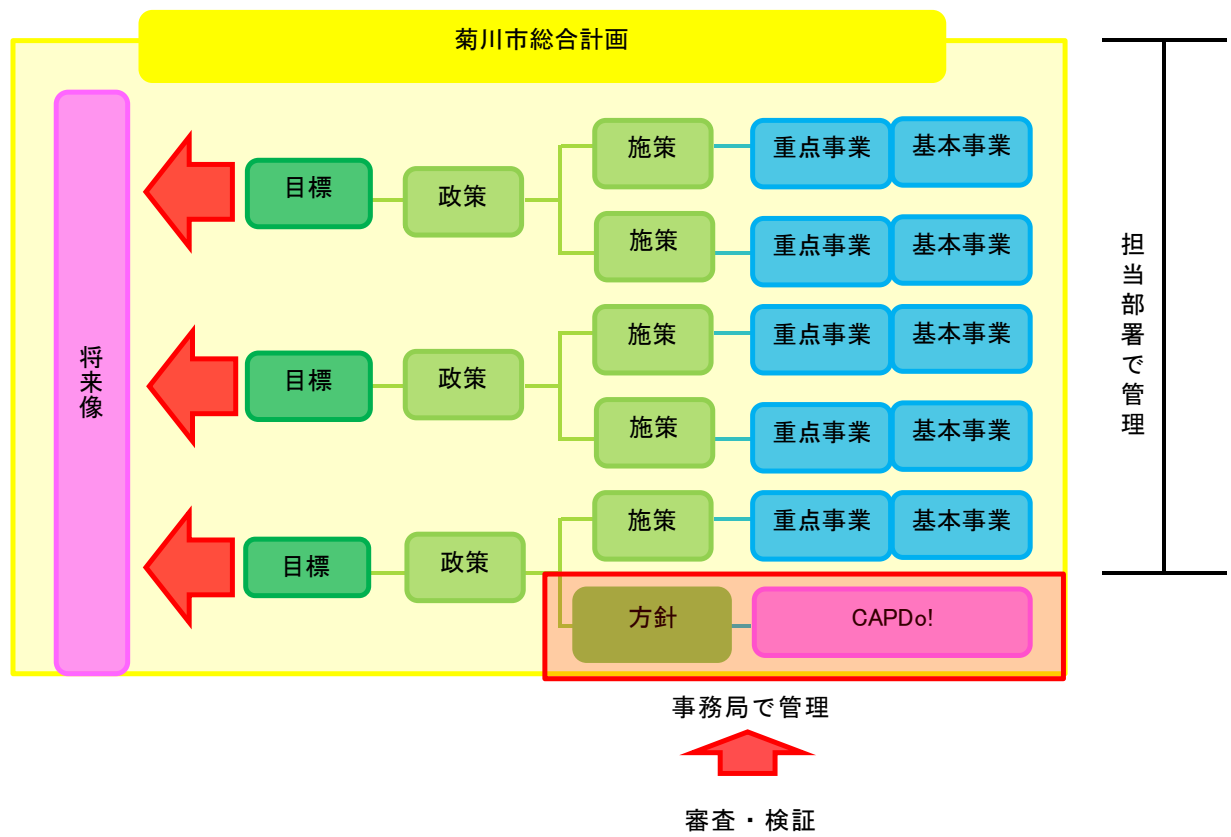
これを踏まえ、実施計画を「菊川市CAPDo!(キャップドゥ)」として重点的に推進していき、方針の視点を現場に根付かせていきます。



#### 4 菊川市新行財政改革推進方針の体制

菊川市CAPDo!の取組状況については、方針の目的からぶれないよう、事務局で進捗を管理します。取組結果については、庁内組織『菊川市行財政改革推進本部』と市民代表等で構成する外部組織『菊川市行財政改革推進懇話会』で審査・検証を行い、助言や指導を得ながら方針の推進に取り組んでいきます。

また、取組結果をホームページなどにより、広く市民に分かりやすく公表していきます。



# 第2 現状の課題と分析

## 1 現状の課題

『行財政改革大綱により一定の成果をあげたものの、本市の人口はピークを超え、既に減少局面を迎えているところです。今後は、少子高齢化による人口構成の変化、普通交付税の合併算定替による財政特例の終了といった歳入の減少と同時に、社会保障費の増大や公共施設の更新といった歳出の増加も見込まれ、今まで以上に厳しい財政状況が想定されます。

こうした現状に対応するため、行財政基盤の確立に即効性をもった取組みが必要となります。』（菊川市新行財政改革推進方針より）

## 2 課題分析

菊川市新行財政改革推進方針に示した「健全な行財政基盤の確立」という目的を達成するために、まずは現状における課題などを明らかにします。

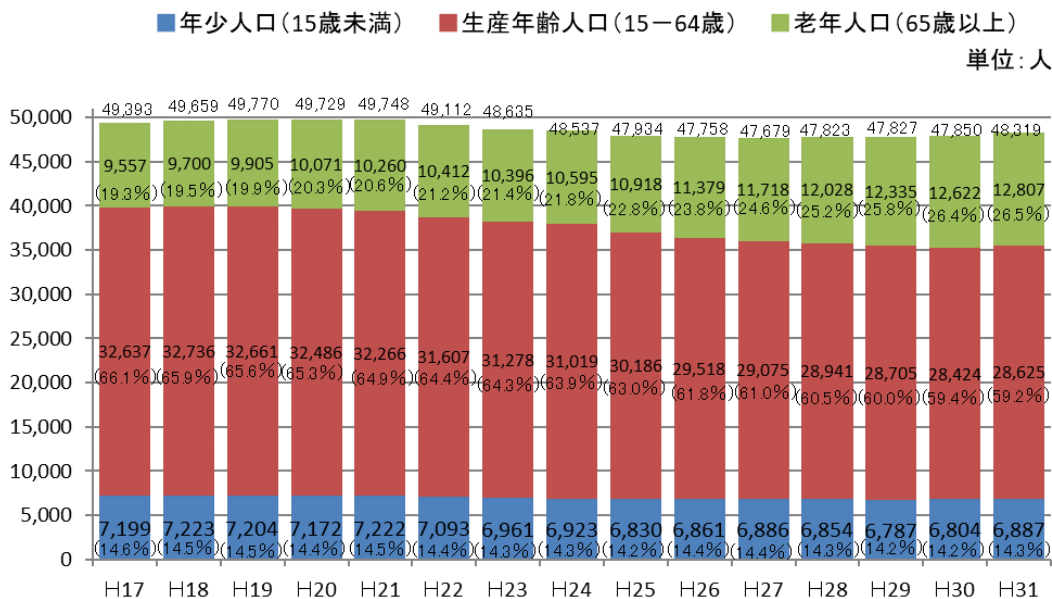
### (1) 人口

#### ①年齢3区分別人口の推移

総人口は、合併後、平成19年をピークに減少傾向にありましたが、平成28年以降増加に転じています。

また、年齢3区分別人口割合の推移は、年少人口割合はほぼ一定ですが、生産年齢人口割合が減少し、老年人口割合が増加の傾向にあります。平成31年の時点では、約4人に1人が高齢者となっています。

### 菊川市年齢3区分別人口の推移



データ: 菊川市住民基本台帳(各年3月31日現在) (外国人を含む)

## (2) 将来人口

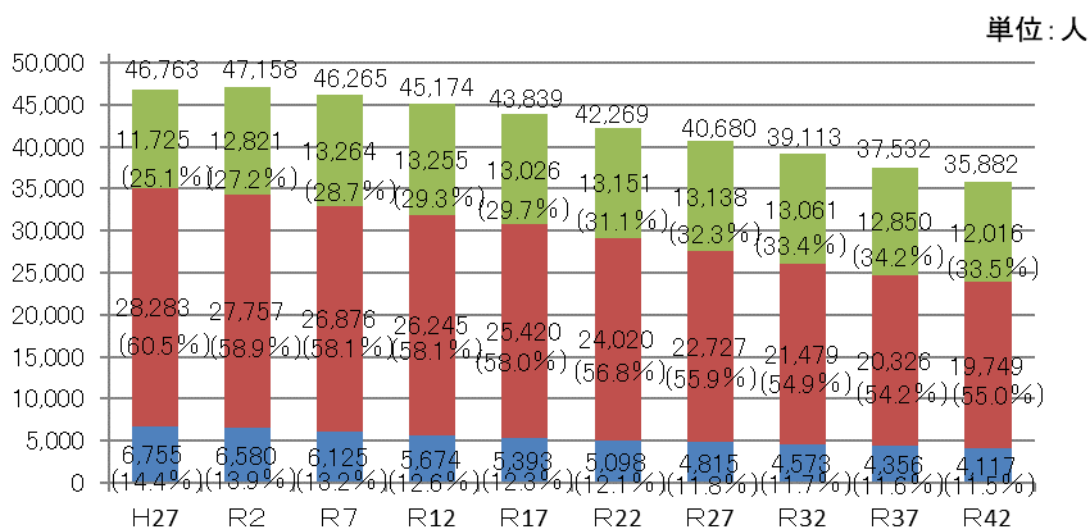
### ①年齢3区分別人口（市独自推計）の推移

総人口の将来見込は、平成27年の国勢調査以降、外国人の転入増加により令和2年では増加しますが、景気に大きく左右される外国人の人口を一定数と仮定し推計した場合、自然減による人口減少となります。

また、年齢3区分別人口では、年少人口はわずかに減少し、生産年齢人口は大きく減少、老年人口は33.5%まで増加する見込みです。

### 菊川市年齢3区分別人口（市独自推計）の推移

■ 年少人口(15歳未満) ■ 生産年齢人口(15-64歳) ■ 老年人口(65歳以上)



データ：第2期菊川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン&総合戦略

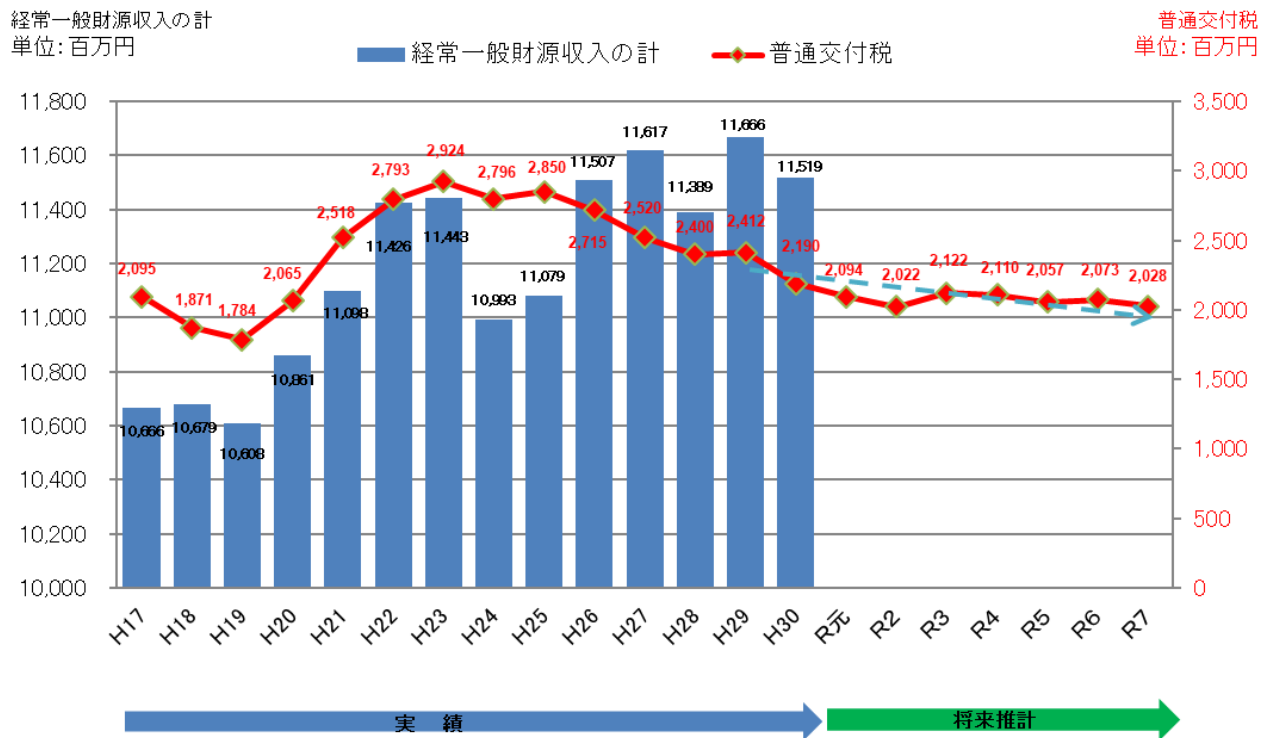


### (3) 財政

#### ① 経常一般財源収入と普通交付税の推移

合併算定替による財政特例の終了の影響等により、毎年度収入できるような性格のもので用途が特定されない経常一般財源収入は今後、減少が予測されます。

#### 菊川市経常一般財源収入と普通交付税の推移



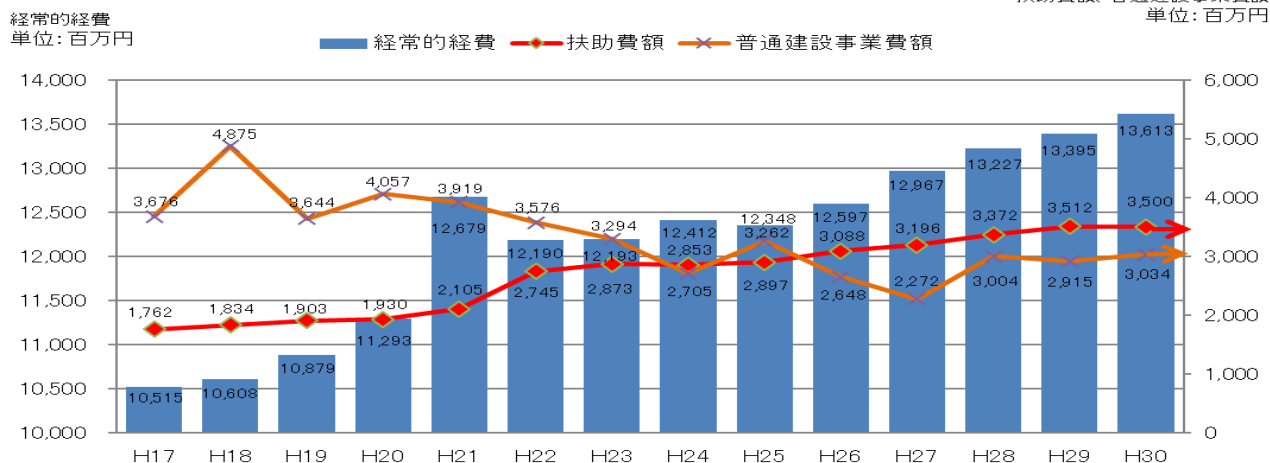
データ: 菊川市一般会計歳入歳出決算(財政課)

※経常一般財源収入：毎年度経常的に収入され、かつ自由にその用途を決定できる市税や普通交付税等の一般財源収入

#### ② 扶助費等経常的経費と普通建設事業費

厳しい財政状況が続く中、毎年度支出されるような経常的経費は、増加傾向にあり、特に扶助費は高齢化や国の子育て支援施策等により、今後さらに増加すると見込まれます。扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費です。一方、道路・橋梁・学校等各種社会資本の新增設事業を行う普通建設事業費は、予算の確保が厳しくなっており、政策的な投資活動が限られていきます。

## 菊川市歳出決算額の推移



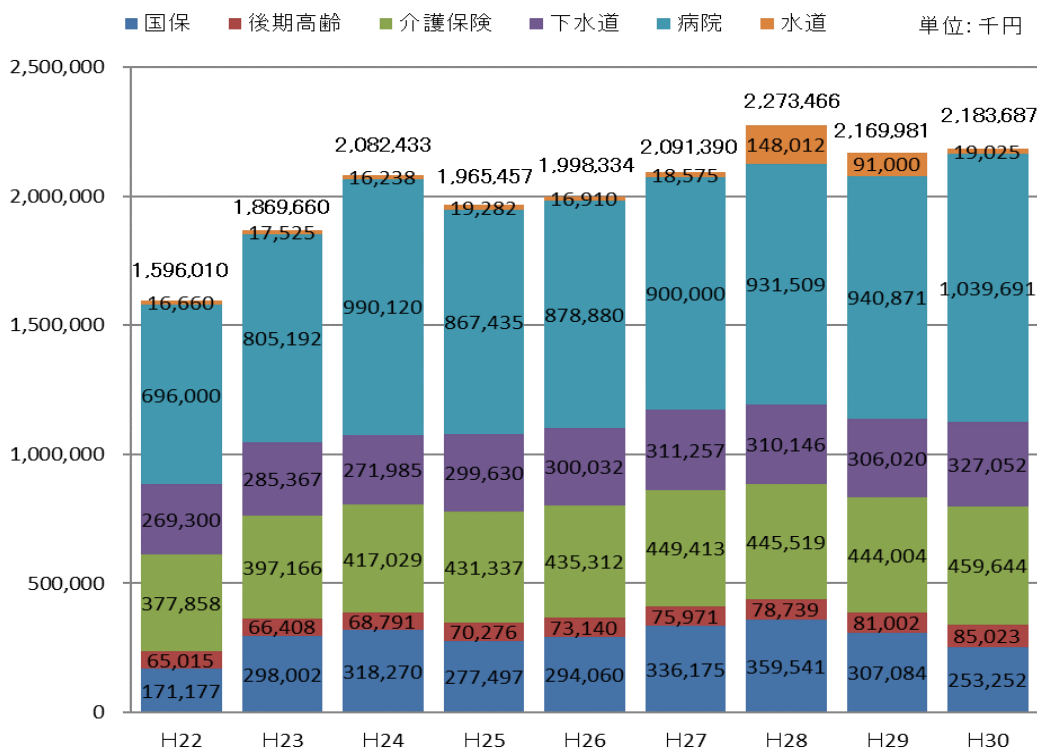
データ: 菊川市地方財政状況調査(普通会計)

※経常的経費：人件費、扶助費、公債費（借入金の返済）、物件費（委託料、備品購入費、旅費等）、維持補修費（施設の修繕費等）、補助費等（補助金・負担金等）のように毎年経常的に支出される経費

### ③一般会計から特別会計への繰出金

一般会計から特別会計への繰出金が増加傾向にあるため、特別会計の健全経営の確立を進め、一般会計からの繰出金の抑制に努める必要が

## 菊川市一般会計から特別会計への繰出金



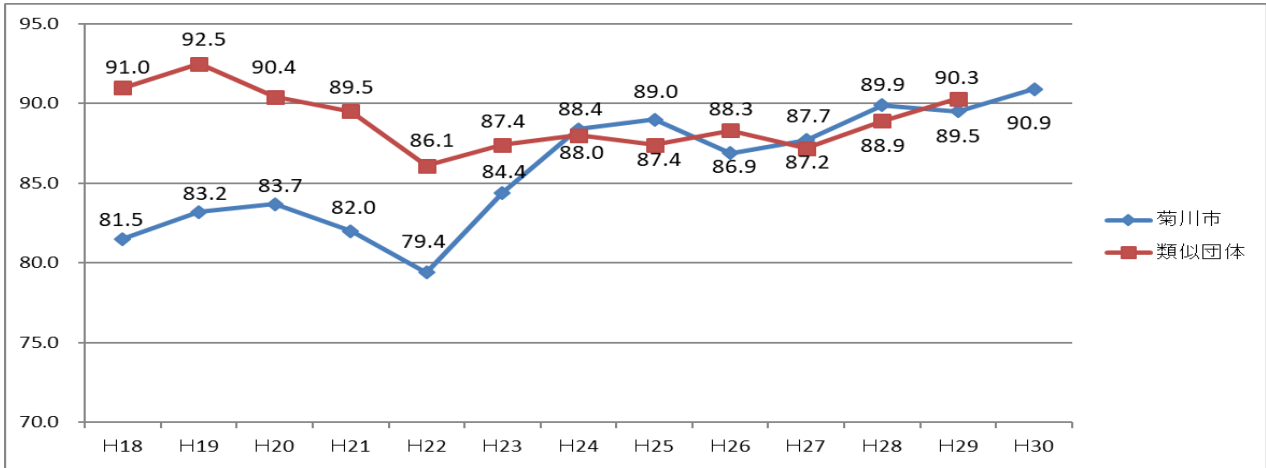
データ: 菊川市一般会計歳入歳出決算書

※H28水道への繰出は、一般会計から事業発注のための繰出分の増額（時限的なもの）



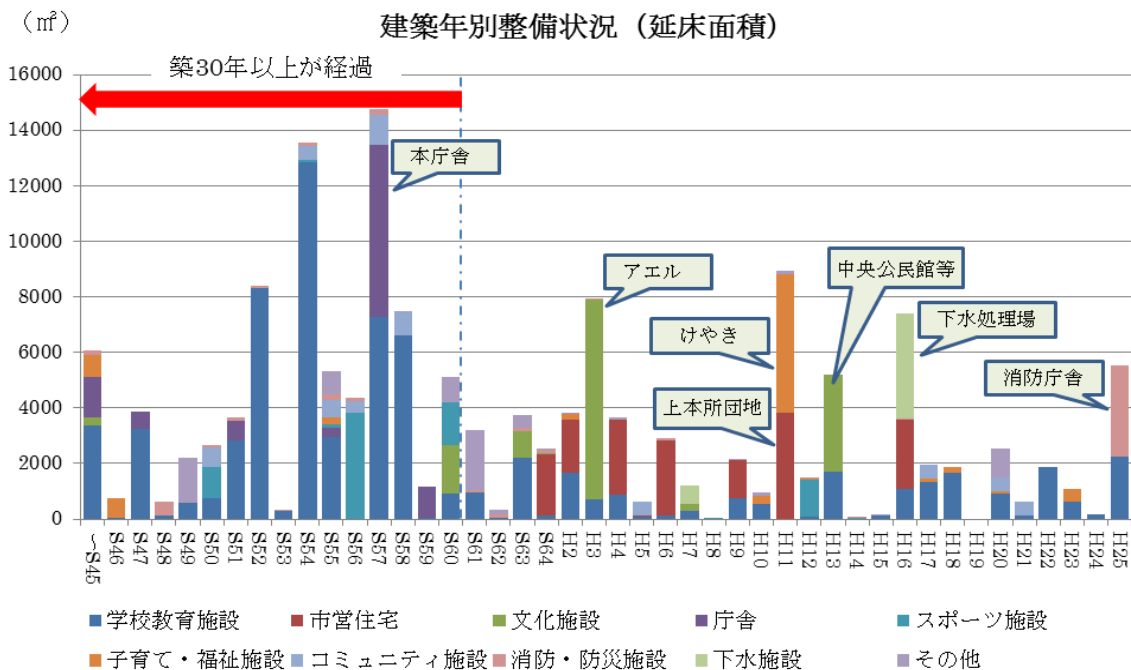
#### ④経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（※②参照）に充当された一般財源の額が経常一般財源収入（※①参照）に占める割合で、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。全国的にも経常一般財源収入が減少していく一方で、経常的経費は増加傾向にあり、政策的な事業を進めていく財源の確保は厳しくなっています。将来にわたって市民が安心して暮らすことができる行政サービスの財源を確保していく必要があります。



#### ⑤公共施設の老朽化

本市の公共建築物は、昭和50年代に多く整備されており、現在保有している施設のうち、延床面積ベースで約40%がこの時期に集中して整備されています。また、大規模な改修が必要な目安とされる建築後30年以上が経過している施設は、延床面積ベースで52%となっており、これらの施設は、今後一斉に老朽化していき、大規模な改修や建て替えが必要となり、多くの費用がかかることが予想されます。

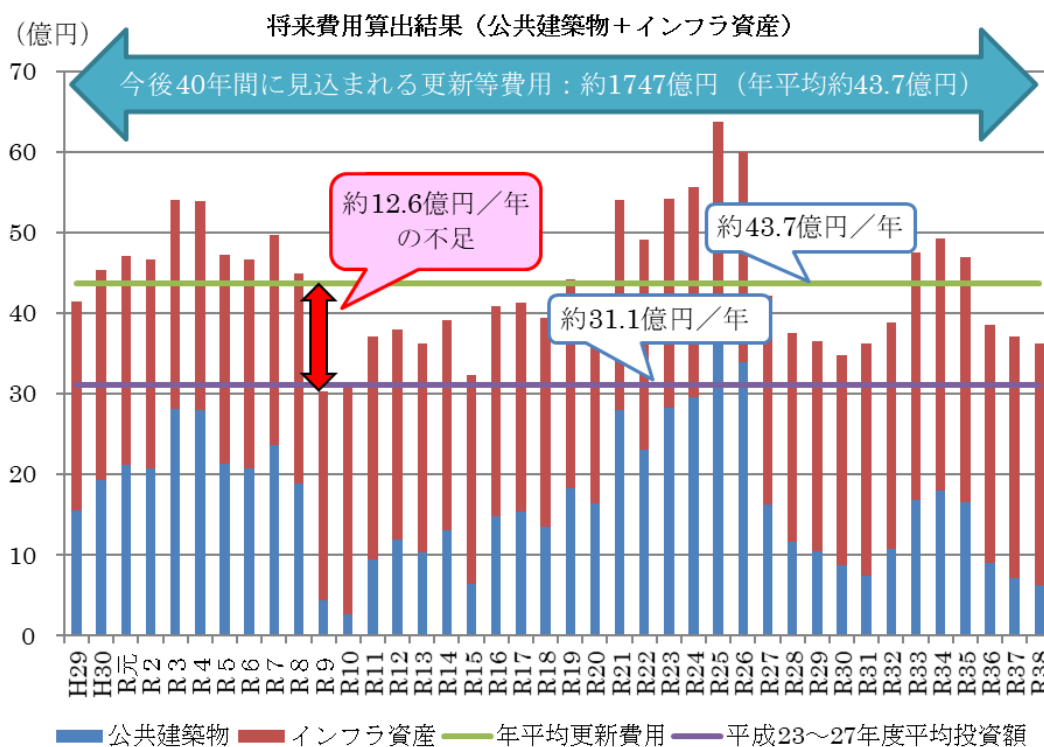


データ：平成29年3月策定 菊川市公共施設等総合管理計画

## ⑥修繕・更新費用の見込み

公共建築物とインフラ資産の将来費用予測結果を合算し、本市の公共施設等の将来更新等費用を試算しました。

その結果、現在市が所有する公共施設等を維持していくためには、将来40年間で、約1,747億円の費用がかかると推計されます。年平均では、約43.7億円となりますが、平成23年度から平成27年度までの投資的経費の平均値である約31.1億円を基準にすると、毎年約12.6億円の不足が生じることとなります。



データ：平成29年3月策定 菊川市公共施設等総合管理計画

## 第3 CAPDo!の特徴（改善内容） / 進捗管理

### 1 特徴（改善内容）

「菊川市新行財政改革推進方針」に示した目的を達成するために、次のとおり実施計画を策定します。

#### (1) 短期間で集中的に改革

「菊川市新行財政改革推進方針」については、令和3年度までの6年間としますが、「菊川市CAPDo!」については、短期間で集中的に改革するため、2年間ずつ前・中・後期に分けて策定し、方針の即効性を高めていきます。

#### (2) 現状の課題を把握

「菊川市CAPDo!」の名称にもありますとおり、改善サイクル（CAPDサイクル）に基づいた進捗管理を行います。特に、C=Check（現状の課題を把握）からスタートすることで、菊川市のおかれた状況に合致した改善内容を立案し、具体的な施策を計画した上で、業務を実行します。

#### (3) 即効度と難易度の設定

「菊川市CAPDo!」の実施メニューを効果的かつ効率的に実施するため、即効度と難易度を設定します。

即効度は、短期間で集中的に改革する度合いを示し、即座に実施することで効果を高めていきます。

難易度は、改革・改善の難しさの度合いを示し、手法に改善や工夫を加えながら取り組んでいきます。

### 2 進捗管理

「菊川市新行財政改革推進方針」に示した目的を達成するために、次のとおり進捗を管理します。

#### (1) 職員の意識改革及び経営感覚

厳しい財政状況の中で行政運営を進めていくためには、職員の意識改革及び経営感覚が必要不可欠となります。職員一人ひとりが、現状の課題を把握し、共通の認識をもって同じ目的（方向）に向かって取り組んでいきます。

進捗管理においても、担当部（課）に限らず情報の共有を図り、組織の連動性をもっていきます。

#### (2) 実施計画の見直し

社会情勢や財政事情等、当市に与える影響に柔軟に対応するため、計画期間中であっても達成目標や取組内容等の実施計画全般に渡って見直しを可能とします。

#### (3) 目標及び取組内容等の管理体制

新たな行財政改革の推進実施にあたっては、市長を本部長とする庁内組織『菊川市行財政改革推進本部』によって目標や進捗状況、取組内容の管理を行っていきます。

また、市民代表や企業代表、学識経験者等による外部組織『菊川市行財政改革推進懇話会』によって、方針及び実施計画の評価を受け、民間ノウハウや市民の意見等を積極的に取り入れていきます。その内容は、ホームページなどにより広く市民に分かりやすく公表していきます。

## 第4 CAPDo!の実施メニュー

菊川市CAPDo!(後期計画)実施メニュー一覧表

目的	視点	分類	No.	実施メニュー	担当部 担当課	事業	即効度	難易度	頁数	
健全な行政マネジメント	効率的な行政運営		1	定員管理計画の策定及び推進	総務部 総務課	新規	◎	A	11	
			2	業務形態の見直し	企画財政部 企画政策課	新規	◎	A	12	
			3	がんの早期発見・早期受診対策	健康福祉部 健康づくり課	新規	◎	A	13	
			4	放課後児童クラブの持続可能な運営の研究	こども未来部 こども政策課	新規	○	A	14	
	積極的な歳入確保		5	未収金対策の推進	企画財政部 税務課	ステップアップ	○	S	15	
			6	税外収入の推進	企画財政部 財政課	継続	○	A	16	
			7	ふるさと納税制度の活用	建設経済部 商工観光課	継続	◎	B	17	
	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化		8	国民健康保険特別会計の安定化	生活環境部 市民課	継続	◎	A	18	
			9	下水道経営の健全化	生活環境部 下水道課	継続	◎	A	19	
			10	水道経営の健全化	生活環境部 水道課	継続	◎	A	20	
			11	病院経営の健全化	菊川病院 経営企画課	継続	◎	S	21	
	財政基盤の強化		12	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化	企画財政部 財政課	新規	◎	S	22	
			13	公共施設個別施設計画の推進	企画財政部 財政課	ステップアップ	○	A	23	
	2 公共施設マネジメント	公有財産の最適管理		14	公共施設の有効利用(市営住宅)	建設経済部 都市計画課	継続	○	S	24
				15	公共施設の有効利用(図書館)	教育文化部 図書館	継続	◎	B	25
				16	遊休市有地の有効利用	企画財政部 財政課	継続	◎	A	26

【事業】⇒継続:9事業 ステップアップ:2事業 新規:5事業

継続:中期計画の取り組みを継続していくもの

ステップアップ:中期計画から取り組み内容を拡大していくもの

新規:後期計画から新たに取り組むもの

【即効度】短期間で集中的に改革する度合い。⇒◎:11事業 ○:5事業 △:0事業

◎:即座に実施

○:組織や制度を検討後に実施

△:数年後の実施に向けて準備

【難易度】目標達成の難しさの度合い。⇒S:4事業 A:10事業 B:2事業

S:非常に高い

A:高い

B:やや高い

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	効率的な行政運営				
実施メニュー	1 定員管理計画の策定及び推進	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>効率的な行政運営を目指し、「定員管理計画」(※1)に基づき、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、組織機構の見直しなどにより職員数の適正化を図ってきた。しかし、その一方で、国の制度改正への対応や、権限移譲などにより、課題は山積であり必要とされている人員は増加している。また、組織の見直しや、部、課、係ごとの配置職員数の検討を行っていく必要がある。</p> <p>平成31年4月1日現在の職員数は318人(計画職員数315人)となっている。</p> <p>※職員実数306人(目標310人以内)</p> <p>注1)職員数は、消防・病院部門の職員及び再任用短時間勤務職員(※2)を除いた人数(再任用フルタイム勤務職員を含む)</p> <p>注2)平成27年度に「定員管理計画」を策定</p>				
A=Action 改善内容を立案	組織の見直しや、部、課、係ごとの配置職員数の精査を行う。また、会計年度任用職員(※3)の活用等を継続して検討する。				
P=Plan 具体的な施策を計画	組織機構の見直しや、適正な人員配置を実施するとともに、研修等により人材の育成に努め職員の資質向上に努める。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	次期定員管理計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊川市の行政サービスに必要な定員計画の策定</li> <li>・会計年度任用職員の活用</li> </ul>		
	R3	新たな定員管理計画の数値目標を達成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな定員計画の実施と、組織力のフル活用</li> <li>・会計年度任用職員の活用</li> </ul>		

- ※1 定員管理計画：市民に絶えず安定した行政サービスを提供するための組織と、質の高いサービスを生み出し、魅力的な街づくりに貢献できる職員を育成するために、中期的な職員の定員管理の計画として策定するもの。
- ※2 再任用短時間勤務職員：退職職員に対する年金の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられたことに伴い、定年退職する職員が、その知識・経験を退職後も生かすとともに、雇用と年金の接続を図るために再任用される場合で、勤務時間がフルタイム職員よりも短い職員(本市の制度では週31時間勤務)をいう。
- ※3 会計年度任用職員：現在の臨時職員や嘱託職員等の非常勤職員は、地方公務員法や地方自治法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員という身分になる。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	効率的な行政運営			
実施メニュー	2 業務形態の見直し	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	権限移譲、防災、総合戦略、少子高齢化への対応等、業務の多様化や増加により、時間外勤務が増加し、人件費と職員の健康維持が懸念される。また、非常勤職員の会計年度任用職員(※3)制度移行による人件費の増加が見込まれている。 令和元年度より、行政が行う業務と民間を活用して行う業務及び自動化を図る業務について調査を開始している。			
A=Action 改善内容を立案	現在、市で行っている業務のうち、民間活用等の検討や見直しを図り、業務のスリム化と人件費の抑制を図る。			
P=Plan 具体的な施策を計画	現在、市で行っている業務のうち、民間活用等について検討や見直しを図ることが可能な業務を洗い出し、真に行政が行う業務と民間を活用して行う業務またはRPA(※4)など自動化を図る業務に仕分け、民間活用と自動化を進めることで業務のスリム化(集約化や統合を含む。)と人件費の抑制を図る。			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	見直し可能業務の中から民間活用等を行う業務候補を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し可能業務の各所属への照会(令和元年から実施)</li> <li>・公共サービス改革法など各種業務に関する法律の確認</li> <li>・民間事業者調査</li> <li>・自動化の実施可否検討</li> <li>・庁内調整(庁内への周知や担当部署による予算確保)</li> </ul>	
	R3	決定した民間活用等を行う業務候補から1件以上実施する。	担当部署による民間活用または自動化の実施	

※4 RPA:Robotic Process Automationの略。認知技術を活用した主にホワイトカラー業務の効率化、自動化のこと。



方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	効率的な行政運営				
実施メニュー	3 がんの早期発見・早期受診対策	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>【検診】 職場でがん検診(※5)を受ける機会のない国民健康保険被保険者のうち、40～74歳の平成30年度受診率は、胃がん22.7%、大腸がん31.2%、肺がん27.8%(健康づくり課試算)であり、社会保険等被保険者と比べると低い状況が見られる。</p> <p>【実態不明者・不備報告者人数】 がん検診受診者のうち、精密検査受診該当者について、通知や電話、訪問による受診勧奨及び受診状況の把握を行っている。</p> <p>精密検査結果報告の不備または、受診勧奨通知後の未返信や電話の不通などにより、状況が把握できなかった未把握者(※6)が毎年3～9%いる。平成29年度未把握者30人(5.1%)のうち、精密検査結果報告不備者(以下、報告不備者)が12人、連絡がつかない実態不明者(以下、実態不明者)が18人いた。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>【検診】 がんの早期発見につなげるため、検診の必要性を伝えたり受診しやすい環境整備を行うことで、がん検診受診率を上昇させる。</p> <p>【実態不明者・不備報告者人数】 精密検査受診該当者に対する受診勧奨を行うことで、早期受診を促し、重症化を図る必要がある。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>【検診】 受診勧奨通知の改善・工夫、受診しやすい環境の整備を行うと共に、抽出によるアンケート調査を実施し、受診しない理由等についての実態把握を行い、国保被保険者に対して重点的に受診勧奨を行う。</p> <p>【実態不明者・不備報告者人数】 精密検査未受診者に対し、継続的に受診勧奨を行う中で、実態不明者を減少させるための対策を検討する。</p> <p>併せて、委託検診機関や精密検査実施医療機関に対して、報告不備者が減少するよう、報告体制の改善について働きかけを行う。</p>				
D=Do 業務を遂行	その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組		
	R2	<p>・検診:H30受診率 → R2目標受診率 胃がん : 22.7% → 24.1%以上 大腸がん: 31.2% → 34.0%以上 肺がん : 27.8% → 30.3%以上 ※40-74歳国保被保険者</p> <p>・実態不明者及び報告不備者の人数を25人以下にする。</p>	<p>【検診】 ・検診をテーマとした出前行政講座の実施 ・受診勧奨通知や国保特定健診受診案内通知の内容検討 ・受診しやすい環境整備 ・抽出による実態調査の実施と分析</p> <p>【実態不明者・不備報告者人数】 ・精密検査該当者への受診勧奨通知及び電話や訪問による直接的アプローチ ・外国人に対してのコミュニケーションツールの活用 ・関係部署との連携による実態不明者の実態把握 ・委託検診機関や精密検査受診対象者に対する報告体制改善についての協議及び対応</p>		
	R3	<p>・検診:H30受診率 → R3目標受診率 胃がん : 22.7% → 25.2%以上 大腸がん: 31.2% → 36.2%以上 肺がん : 27.8% → 32.3%以上 ※40-74歳国保被保険者</p> <p>・実態不明者及び報告不備者の人数を20人以下にする。</p>	<p>【検診】 ・検診をテーマとした出前行政講座の実施 ・受診勧奨通知や国保特定健診受診案内通知の内容検討 ・受診しやすい環境整備 ・実態調査の分析に基づいた受診率向上対策の検討・実施</p> <p>【実態不明者・不備報告者人数】 ・精密検査該当者への受診勧奨通知及び電話や訪問による直接的アプローチ ・外国人に対してのコミュニケーションツールの活用 ・関係部署との連携による実態不明者の実態把握 ・委託検診機関や精密検査受診対象者に対する報告体制改善についての協議及び対応</p>		

※5 がん検診:胃がん検診(バリウム検査)、大腸がん検診(便潜血反応検査)、肺がん検診(レントゲン検査)、子宮頸がん検診、乳がん検診(マンモグラフィ検査、エコー検査)。

※6 未把握者:精密検査受診日、精密検査受診病院、精密検査方法、精密検査結果のいずれかが不明な者。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	効率的な行政運営			
実施メニュー	4 放課後児童クラブの持続可能な運営の研究	即効度	○	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	<p>市内9つの小学校区には、市が運営する放課後児童クラブがそれぞれに設置されており、授業のある平日の放課後や祝日、夏休みなどの長期休業中に開所し、児童の健全育成や保護者の子育て支援に資する運営を行っている。</p> <p>一方、そこで働く職員(支援員・補助員)は、市の非常勤職員として雇用しているが、職員の確保には大変苦慮している状況である。</p> <p>こうした課題を含め、保護者のニーズにより対応した施設のあり方や持続可能な運営形態などの研究を行う必要がある。</p>			
A=Action 改善内容を立案	<p>現在の児童クラブの利用状況、利用者ニーズの調査や職員(支援員・補助員)との就労状況の確認協議、更には近隣市町の放課後児童クラブの運営状況を調査する。</p>			
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>調査及び協議結果を放課後児童クラブのクラブ長会議の議題として取り上げ、各クラブの意見等聴取・協議し、利用者ニーズや職員のライフワークバランスにも配慮した上で持続可能な運営形態について検討していく。</p>			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	利用者ニーズやクラブの運営状況等の現状の調査を実施し、とりまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況や利用者ニーズの調査</li> <li>・放課後児童クラブのクラブ長会議において、意見聴取・協議</li> <li>・近隣市町の放課後児童クラブの運営状況の調査を実施</li> </ul>	
	R3	次年度以降の持続可能な運営形態を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ長会議等を経て、市としての合意形成を図る。</li> </ul>	

方針の目的	健全な行財政基盤の確立			
方針の視点	1 健全行政マネジメント			
分類	積極的な歳入確保			
実施メニュー	5 未収金対策の推進	即効度	○	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	<p>未収金対策について、「CAPDo!前期計画及び中期計画」において、未収金対策組織の設立や例規及びマニュアルの整備等を行ない、ハード面については、全庁的な債権管理体制が整いつつある。</p> <p>ソフト面についても、徴収対策ワーキンググループで各債権管理課に対してヒアリングを実施し、情報共有する等の取組みを通じ、前期計画及び中期計画の目標を達成し、一定の成果を得ていると考えている。</p> <p>一方で、各課で対応を苦慮している不良債権は未だに残されており、それらの早期解決及び未収金の縮減に向けて、引き続き努めていく必要がある。</p> <p>※未収金対策として扱う債権は、市税、保育料認定使用料、下水道使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、河川占用料、市営住宅使用料、水道料金、学校給食費、診療費。(以下重点取組債権と言う)</p> <p>※未収金対策で扱う金額は、滞納繰越分のみ</p>			
A=Action 改善内容を立案	重点取組債権の中で解決困難な滞納案件について、徴収対策ワーキンググループによる個別案件ヒアリングや債権管理の外部委託手法を確立させ、管理方針を早期に判断出来る環境とする。			
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理が思うように進まない債権については、個別案件の実情を聞き取り、情報共有した上で担当者へアドバイスし、債権管理方針の早期決定に努める。</li> <li>・非強制徴収債権(※7)の徴収困難案件について、新たな債権管理手法(外部委託等)を確立する。</li> </ul>			
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組	
	R2	重点取組債権の合計収入未済額を平成30年度実績に対し2割減 ※H30実績額421,076,304円 R2目標額336,861,043円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点取組債権担当課に対するヒアリングの実施</li> <li>・非強制徴収債権に係る新たな債権管理手法(外部委託)の確立</li> </ul>	
	R3	重点取組債権の合計収入未済額を平成30年度実績に対し3割減 ※H30実績額421,076,304円 R3目標額294,753,412円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点取組債権担当課に対するヒアリングの実施</li> </ul>	

※7 非強制徴収債権:市の債権のうち、強制徴収債権(地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。)以外のものをいう。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	<b>6 税外収入の推進</b>	即効度	○	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>税外収入について、年度毎に実施している事業を継続するとともに、図書館の雑誌カバー広告事業等について新規で実施し、広告媒体の拡大と収入増加を図った。 今後も更なる税外収入の増加が求められるため、効率的な広告募集方法等について検討する必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>新規事業の実施を図る。また、効率的に広告主を募集するため、民間企業による広告主の代理募集等の民間活用方法についても検討する。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>税外収入の研究を引き続き行う。広告事業については庁内への取り組みの更なる周知を図るとともに、新たな広告媒体の検討を行う。また、企業版ふるさと納税制度の活用についての拡大を図る。なお、ネーミングライツ事業(※8)については引き続き取り組み可能な施設の検討を行う。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	R2	ネーミングライツを含む広告収入等 140万円以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・税外収入の研究</li> <li>・広告事業の庁内周知</li> <li>・広告媒体の検討</li> <li>・民間活用方法の研究</li> <li>・活用可能な事業の洗い出し</li> </ul>	
	R3	ネーミングライツを含む広告収入等 160万円以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・税外収入の研究</li> <li>・広告事業の庁内周知</li> <li>・広告媒体の検討</li> <li>・民間活用方法の研究</li> <li>・活用可能な事業の洗い出し</li> </ul>	

※8 ネーミングライツ:「命名権」とも呼ばれ、スポーツ・文化施設等に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	7	ふるさと納税制度の活用	即効度	◎	難易度 B
C=Check 現状の課題を把握	<p>ふるさと納税制度(※9)は、全国の自治体が納税者を募るために積極的なPRを展開し、メディア等にも多く取り上げられている。当市においても、ホームページやカタログ、民間事業者と連携したPRにより、令和元年度の寄附実績は、令和2年1月末現在で、2億7,022万5千円(6,672件)となり、市内の特産品等が「お礼の品」として市外、県外へ届けられ、市内事業者からも喜びの声が聞こえるなど、地域経済の振興にも寄与している。</p> <p>令和元年9月には、寄附件数及び寄附額の増加を図るため、新たなふるさと納税ポータルサイトを2つ増設した。また、若手職員を中心とした庁内検討チームを立ち上げ、新たな目玉返礼品である①収入増につながる返礼品(魅力)、②市のPRにつながる返礼品(話題)の研究を行い、11品目の提案があった。今後も、寄附件数及び寄附額の増加を図るため、新たな返礼品の登録やPRを継続していく必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>総務省通知の内容に則した見直しを実施するとともに、見直しにより菊川市ふるさと納税制度が衰退しないよう、効果的なPRの推進、魅力あるお礼の品の拡充等を行う。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>本市への寄附者の増加を図るため、増設した2つのポータルサイトの分析を進めるとともに、庁内検討チームから提案があった返礼品の登録等による寄附者に対する返礼品の充実、各種イベント会場等におけるPR活動、リピーターへのアプローチを行う。また、「ふるさと納税クラウドファンディング」の研究を進め、寄附件数及び寄附額の増額を目指す。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	新規返礼品登録数 10品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者への菊川市ふるさと納税制度のPRの充実</li> <li>・魅力ある返礼品の見直しと拡充</li> </ul>		
	R3	新規返礼品登録数 10品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者への菊川市ふるさと納税制度のPRの充実</li> <li>・魅力ある返礼品の見直しと拡充</li> </ul>		

※9 ふるさと納税制度:自分の選んだ自治体へ寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(所得等により上限がある)。お礼に特産品を貰えるというシステムが人気となっている。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	8	国民健康保険特別会計の安定化	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	国民健康保険被保険者の医療費は高齢化や医療の高度化により年々増加傾向にあり、国民健康保険特別会計を圧迫している。 平成30年度のジェネリック医薬品(※10)年間平均普及率は79%、また、平成30年度の特定健診(※11)受診率は42.4%であった。				
A=Action 改善内容を立案	国民健康保険被保険者の医療費を削減するため、ジェネリック医薬品の普及及び特定健診の受診率向上を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	ジェネリック医薬品を推進するための活動を行い、調剤での差額により医療費の削減を目指す。 また、特定健診を推進するための啓発を行い、生活習慣病(※12)の予防による医療費の削減を目指す。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	・ジェネリック医薬品年間平均普及率80%以上 (H30実績値 79%) ・特定健診受診率50%以上(令和3年11月公表) (H30実績値 42.4%)	・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動		
	R3	・ジェネリック医薬品年間平均普及率80%以上 (H30実績値 79%) ・特定健診受診率53%以上(令和4年11月公表) (H30実績値 42.4%)	・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動		

- ※10 ジェネリック医薬品:先発医薬品(新薬)より安価で供給される後発医薬品。先発医薬品の特許期間満了後は、同じ成分や効果を持つ医薬品を、他の医薬品製造企業が後発医薬品として、より低価格で提供することができる。
- ※11 特定健診:生活習慣病予防のために2008年度から市町村の国民健康保険や健保組合などが実施。「メタボ健診」とも呼ばれ、健診結果をもとに、高リスクの人へは食事や運動などの特定保健指導を行う。
- ※12 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前は成人病と呼ばれ、主に中年期以降発症する疾患群。



方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	9	下水道経営の健全化	即効度	◎	難易度 A
C=Check 現状の課題を把握	平成10年度から下水道事業に着手し、全体計画760haのうち平成30年度末で309.6haが供用開始されているが、整備率としては「40.7%」と低く、管渠施設の整備を継続する必要がある。 平成30年度末の汚水処理に占める使用料単価の割合(※13)は「72.4%」となっており、使用料単価に対し汚水処理原価が上回っている。				
A=Action 改善内容を立案	計画的な管渠施設の整備を実施し、浄化センターのストックマネジメントにより適正な維持管理を行い水洗化の向上を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な管渠施設の整備を実施し、供用開始区域の拡張を図る。</li> <li>・ホームページ等によるPRや説明会の実施、夜間・休日を含めた戸別訪問により水洗化率の向上を図り、使用料収入を増加させる。</li> <li>・ストックマネジメントによる適正な維持管理・修繕を実施する。</li> <li>・一般会計に過度に依存しない自立した事業経営を図る。</li> </ul>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 79.1%以上(H30末 72.4%)</li> <li>・接続率 80%以上(H30末 79.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略に基づき管渠施設の整備を実施</li> <li>・未接続世帯等に対し通知及び年間3回以上の戸別訪問を実施</li> <li>・使用料単価の見直し検討</li> </ul>		
	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 80.2%以上(H30末 72.4%)</li> <li>・接続率 80%以上(H30末 79.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略に基づき管渠施設の整備を実施</li> <li>・未接続世帯等に対し通知及び年間3回以上の戸別訪問を実施</li> <li>・使用料単価の改定</li> </ul>		

※13 汚水処理原価に占める使用料単価の割合：維持管理費に対する料金収入の比率(『使用料単価÷汚水処理原価』)。ただし、資本費(汚水処理に係る起債償還額)は含まれていない。なお、汚水処理原価に占める使用料単価の割合は、利用人口の増加によって向上します。

個表1

方針の目的	健全な行財政基盤の確立																																																													
方針の視点	1 健全行政マネジメント																																																													
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化																																																													
実施メニュー	10	水道経営の健全化	即効度	◎	難易度	A																																																								
C=Check 現状の課題を把握	<p>有収率は横ばいの状態である。また、給水戸数は増加傾向にあるものの、給水人口は低迷している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>過去の推移</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水人口 人</td> <td>45,773</td> <td>46,703</td> <td>46,693</td> <td>46,720</td> <td>47,189</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水戸数 戸</td> <td>17,968</td> <td>18,260</td> <td>18,609</td> <td>18,860</td> <td>19,360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年間給水量 m<sup>3</sup></td> <td>5,779,890</td> <td>5,839,439</td> <td>5,864,131</td> <td>5,850,297</td> <td>5,885,700</td> <td>年間総有収水量</td> </tr> <tr> <td>年間配水量 m<sup>3</sup></td> <td>6,745,872</td> <td>6,811,136</td> <td>6,843,528</td> <td>6,818,276</td> <td>6,908,199</td> <td>年間総配水量</td> </tr> <tr> <td>有収率 %</td> <td>85.68</td> <td>85.73</td> <td>85.69</td> <td>85.80</td> <td>85.20</td> <td>年間総有収水量/年間総配水量*100</td> </tr> <tr> <td>給水収益 千円</td> <td>1,096,499</td> <td>1,108,387</td> <td>1,113,931</td> <td>1,111,067</td> <td>1,119,421</td> <td>千円以下切捨(税抜き)</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率 %</td> <td>104.90</td> <td>106.00</td> <td>106.50</td> <td>109.80</td> <td>114.40</td> <td>(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100</td> </tr> </tbody> </table>						過去の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考	給水人口 人	45,773	46,703	46,693	46,720	47,189		給水戸数 戸	17,968	18,260	18,609	18,860	19,360		年間給水量 m <sup>3</sup>	5,779,890	5,839,439	5,864,131	5,850,297	5,885,700	年間総有収水量	年間配水量 m <sup>3</sup>	6,745,872	6,811,136	6,843,528	6,818,276	6,908,199	年間総配水量	有収率 %	85.68	85.73	85.69	85.80	85.20	年間総有収水量/年間総配水量*100	給水収益 千円	1,096,499	1,108,387	1,113,931	1,111,067	1,119,421	千円以下切捨(税抜き)	経常収支比率 %	104.90	106.00	106.50	109.80	114.40	(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100
過去の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考																																																								
給水人口 人	45,773	46,703	46,693	46,720	47,189																																																									
給水戸数 戸	17,968	18,260	18,609	18,860	19,360																																																									
年間給水量 m <sup>3</sup>	5,779,890	5,839,439	5,864,131	5,850,297	5,885,700	年間総有収水量																																																								
年間配水量 m <sup>3</sup>	6,745,872	6,811,136	6,843,528	6,818,276	6,908,199	年間総配水量																																																								
有収率 %	85.68	85.73	85.69	85.80	85.20	年間総有収水量/年間総配水量*100																																																								
給水収益 千円	1,096,499	1,108,387	1,113,931	1,111,067	1,119,421	千円以下切捨(税抜き)																																																								
経常収支比率 %	104.90	106.00	106.50	109.80	114.40	(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)*100																																																								
A=Action 改善内容を立案	水道料金収納率98%(現年度)の維持をしていくとともに、管路更新を実施し、有収率(※14) 前年度実績 以上とする。																																																													
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率の向上を進めるため、「管路更新計画」(※15)による老朽管の改良を進める。また併せて漏水調査を実施することにより漏水箇所を特定し、水道管の改修を進める。</li> <li>・賦課徴収委託業者と連携し、収納率向上に努める。</li> </ul>																																																													
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組																																																										
	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率 86.19%以上</li> <li>・経常収支比率(※16) 100%以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な老朽管の更新 (3,210m)</li> <li>・漏水調査及び修理の実施 (牛淵地区)</li> <li>・水道料金徴収サイクルの徹底</li> </ul>																																																										
	R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収率 86.35%以上</li> <li>・経常収支比率 100%以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な老朽管の更新 (3,190m)</li> <li>・漏水調査及び修理の実施 (倉沢地区)</li> <li>・水道料金徴収サイクルの徹底</li> </ul>																																																										

※14 有収率:年間総有収水量/年間総配水量\*100。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

※15 管路更新計画:今後管路等の更新時期を迎えるにあたり、災害時重要な活動拠点施設や重要度の高い管路の耐震化を推進する整備事業計画。(現在は、管路耐震化計画)

※16 経常収支比率:(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)\*100。経常的な収益と経常的な費用の比率、100%以上が健全度が高い。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	11	病院経営の健全化	即効度	◎	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	<p>平成28年度に総務省から示された「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成29年度から平成32年度までを期間とした「新公立病院改革プラン（菊川市立総合病院第三次中期計画）」(※17)を策定し、目標管理制度を用いて病院経営を行っている。平成30年4月の診療報酬(※18)改定が実質マイナス改定となり、依然として厳しい状況は続いている中ではあるが、収益は毎年増収している。しかし、人事院勧告や労働基準監督署による是正等により人件費が増加したことにより、費用も増加している。</p> <p>平成30年度の医業収支比率(※19)は91.3%で、自治体病院の全国平均89.3%を超えているが、経営面の観点から更に高い比率(92.2%)であれば、病院経営の安定が図られると考える。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>「菊川市立総合病院第三次中期計画」及び「菊川市立総合病院第四次中期計画」に基づき、診療部を含めた全部署で目標管理制度を用いて経営を行う。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療科ごとにヒアリングを実施し、課題に対して病院全体で改善に取り組む。</li> <li>・各部署でバランスト・スコアカード(※20)を活用した目標管理制度により、アクションプランを作成・実行する。また、現在のバランスト・スコアカードによる目標管理制度の効果を検証し、より当院の経営方針に適した目標管理制度になるよう検討を行う。</li> <li>・多職種の代表者を3グループに課題ごとに分け、改善策のディスカッション及び発表をし、その取り組みの中で実践できるものは反映させる。</li> </ul>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	病院事業会計 医業収支比率 92.2%	バランスト・スコアカードによる 目標管理制度の実践		
	R3	病院事業会計 医業収支比率 92.2%	バランスト・スコアカードによる 目標管理制度の実践		

- ※17 菊川市立総合病院第三次中期計画：平成29年度から令和2年度の菊川病院の運営の基本方針・目標等を定めたもの。令和3年度から5年度までの第四次中期計画を令和2年度に策定する予定である。
- ※18 診療報酬：保険診療の際に医療行為等の対価として計算される報酬。医師の報酬だけでなく、医療行為を行った医療機関・薬局の医業収入の総和を意味する。
- ※19 医業収支と医業外収支
- ・医業収支と比率：本業である入院・外来や検診など医業活動から生じる医業費用と費用に対する医業収益の割合。医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、医業活動における経営状況を判断するもの。医業費用には、給与費・材料費・経費・減価償却費等がある。
  - ・医業外収支：医業活動以外から生じる費用とその割合。医業外費用は医業費用以外のもので、支払利息・保育所運営費・消費税等がある。
- ※20 バランスト・スコアカード：戦略経営のためのマネジメントシステム。ビジョンと戦略を明確にすることで、財務数値に表される業績だけではなく、財務以外の経営状況や経営品質から経営を評価し、バランスのとれた業績の評価を行うための手法。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメント				
分類	財政基盤の強化				
実施メニュー	12 基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化	即効度	◎	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	<p>実質公債費比率(※21)・将来負担比率(※22)については早期健全化基準には達していないものの、県内平均や類似団体と比べ、高い比率となっている。</p> <p>直近の決算で、平成29年度の実質公債費比率は10.8%(3ヶ年平均)、将来負担比率は23.5%の状況である。</p> <p>また、財政調整基金(※23)は、令和元年度当初予算で、取崩が約4億5千万円と大きな額となっており、将来的な急な支出に備え、抑制する必要がある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化を図る。基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、歳入から市債、歳出から公債費を除いた収支を言い、公債費を除く歳出を税込等で賄えているかどうかをみる指標であるが、菊川市では基金と市債に着目し、それぞれのプラス要因・マイナス要因の差を黒字、すなわち「基金は積立額以上に取り崩さない」「市債は返済額以上に借りない」とする取り組みを進める。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>当初予算・補正予算編成の中で要求内容を精査し、市債の借り入れを必要最小限に抑制するとともに、財源の余剰を捻出し基金の取崩し額を極力少なくするよう努める。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化 (公債費(元金)－市債発行額)+(基金積立額－基金取崩額) > 0	予算要求内容の精査 ・市債発行の抑制 ・財政調整基金取崩しの抑制		
	R3	基礎的財政収支(菊川方式)の黒字化 (公債費(元金)－市債発行額)+(基金積立額－基金取崩額) > 0	予算要求内容の精査 ・市債発行の抑制 ・財政調整基金取崩しの抑制		

※21 実質公債費比率: 地方債の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模(地方公共団体の一般財源の規模)に対する比率。

※22 将来負担比率: 実質的な負債の標準財政規模に対する比率。比率が高いほど財政規模に比べて将来の負担が大きいため、将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示す。

※23 財政調整基金: 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメント				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	13	公共施設個別施設計画の推進	即効度	○	難易度 S
C=Check 現状の課題を把握	菊川市が保有する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)は、今後一斉に老朽化進行していく。一方で、生産年齢人口が減少することが見込まれるため、市の予算規模は縮小していくことが考えられる。このような現状に加えて、社会構造の変化や新たなニーズに対応するためには、各公共施設等の適切な規模とあり方を検討しなければならない。				
A=Action 改善内容を立案	施設の適切な規模とあり方を検討し、総合的に公共施設等をマネジメントすることにより、施設の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「公共施設個別施設計画」(以下、個別計画 ※24)の策定と運用を進める。				
P=Plan 具体的な施策を計画	個別施設計画の策定を取りまとめ、個別施設計画に基づく公共施設等の維持管理・更新等を進める。また、公共施設等の最適な配置を実現するために、有効活用が期待される施設については、具体的な取組み(用途変更、複合化、多機能化、統廃合等)を検討する。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	類型別の個別施設計画策定の取りまとめ	類型別検討会議を通じた計画内容の検討		
	R3	・個別施設計画の運用 ・公共施設等総合管理計画の時点修正	・個別施設計画に基づいた維持管理及び更新等の進捗管理 ・個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の内容検討		

※24 公共施設個別施設計画:各公共施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、計画的な保全を行うための個別施設毎の長寿命化計画のこと。同時に、菊川市が策定した公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画(整備指針)の内容を踏まえ、全市的な維持管理、更新、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去等を推進するもの。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立																								
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進																								
分類	公有財産の最適管理																								
実施メニュー	14	公共施設の有効利用(市営住宅)	即効度	○	難易度 S																				
C=Check 現状の課題を把握	<p>令和2年1月末の菊川市営住宅3団地(上本所・長池・赤土)入居率は210戸中、162戸の入居(空き48戸)で77.14%である。特に上本所団地は、平成26年度から空き室が目立ち、126戸中、87戸の入居(空き39戸)で69.05%となっている。</p> <p>退去者の増は、入居者所得の超過(同居する子の就職等)、戸建て住宅の新築、高齢者の死亡に伴う退去等が要因である。</p> <p>入居者の減は、収入基準や同居親族等の要件を満たさず入居できない申込者が多いこと、入居に伴う子供(中学生以下)の学区変更の懸念などが要因として考えられる。</p> <p>このことから、入居率が年々低下しているのが現状である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・上本所団地</td> <td>全126戸</td> <td>入居 87戸</td> <td>空39戸</td> <td>入居率69.05%</td> </tr> <tr> <td>・長池団地</td> <td>全 52戸</td> <td>入居 44戸</td> <td>空 8戸</td> <td>入居率84.62%</td> </tr> <tr> <td>・赤土団地</td> <td>全 32戸</td> <td>入居 31戸</td> <td>空 1戸</td> <td>入居率96.88%</td> </tr> <tr> <td>3団地合計</td> <td>全210戸</td> <td>入居162戸</td> <td>空48戸</td> <td>入居率77.14%</td> </tr> </table>					・上本所団地	全126戸	入居 87戸	空39戸	入居率69.05%	・長池団地	全 52戸	入居 44戸	空 8戸	入居率84.62%	・赤土団地	全 32戸	入居 31戸	空 1戸	入居率96.88%	3団地合計	全210戸	入居162戸	空48戸	入居率77.14%
・上本所団地	全126戸	入居 87戸	空39戸	入居率69.05%																					
・長池団地	全 52戸	入居 44戸	空 8戸	入居率84.62%																					
・赤土団地	全 32戸	入居 31戸	空 1戸	入居率96.88%																					
3団地合計	全210戸	入居162戸	空48戸	入居率77.14%																					
A=Action 改善内容を立案	老朽化する団地の改修工事や施設等の維持管理を適切に行い、安全で快適な住環境を提供することや、入居機会の拡充、入居対象者の要件緩和、目的外使用等により、空き室を減らし、公共施設の有効利用を図る。																								
P=Plan 具体的な施策を計画	安全で快適な住環境を提供するため、「市営住宅等長寿命化計画」(※25)に基づき、老朽化する団地の改修工事(長寿命化工事)を実施する。 また、市営住宅のPRをするとともに、募集機会の拡充や、市営住宅条例の改正及び公営住宅法等に基づく目的外使用による入居対象者の要件緩和を検討することで、入居率(利用率)の向上を図る。																								
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組																					
	R2	令和3年3月末現在 入居率 77.14%以上(暫定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化工事(改修)</li> <li>・広報やホームページでのPR</li> <li>・定期募集及び随時募集</li> <li>・入居対象者の要件緩和の検討</li> </ul>																					
	R3	令和4年3月末現在 入居率 77.14%以上(暫定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化工事(改修)</li> <li>・広報やホームページでのPR</li> <li>・定期募集及び随時募集</li> <li>・目的外使用の周知</li> <li>・入居対象者の要件緩和の実施</li> </ul>																					

※25 市営住宅等長寿命化計画:市営住宅の老朽状況を踏まえ、予防保全的な観点から修繕や改修計画を定め、長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業費の平準化を図ることを目的とした計画。



方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	15	公共施設の有効利用(図書館)	即効度	◎	難易度 B
C=Check 現状の課題を把握	<p>幼少期・若年層からの読書離れ・活字離れが危惧される中、図書館としてはより多くの読書機会を提供していく必要がある。菊川市立図書館の個人貸出冊数は、年度によって増減はあるが、平成25年度から令和元年度にかけて平均して372,000冊前後を推移している(菊川文庫の長期休館があった平成26年度を除く)。</p> <p>娯楽としての読書を提供する場や地域の生涯学習の拠点としての役割を果たすため、図書館の貸出冊数の促進を図る。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第三次菊川市子ども読書活動推進計画」(※26)に基づく推進事業を実施する</li> <li>・図書館でイベントを開催し、入館者や貸出数の増加につなげる</li> <li>・図書館や資料に関する情報を幅広く発信する</li> <li>・話題の本などが手に取りやすい環境を整える</li> </ul>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会や読み聞かせなどの「子ども読書活動推進事業」(※27)を実施し、幼少期からの読書習慣形成を図る</li> <li>・「こども図書館」や映画会等の図書館イベントを開催する</li> <li>・広報誌やHP、SNSを通じて図書館や資料の情報を積極的に発信する</li> <li>・話題の本や季節の本を特集展示コーナーで紹介する</li> </ul>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	R2	令和3年3月31日現在 個人貸出冊数:375,000冊以上 (R1実績見込 371,500冊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動の推進</li> <li>・図書館イベントの充実</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・特集展示コーナーの充実</li> </ul>		
	R3	令和4年3月31日現在 個人貸出冊数:380,000冊以上 (R1実績見込 371,500冊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動の推進</li> <li>・図書館イベントの充実</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・特集展示コーナーの充実</li> </ul>		

※26 第三次菊川市子ども読書活動推進計画:「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定した計画で、子どもたちが自主的に読書に向かうことができるよう、図書館や学校、幼児施設、家庭などが一体となって読書の大切さなどを広めることを目的とする。

※27 子ども読書活動推進事業:絵本の読み聞かせやブックトークなどの発達段階に応じた取り組みや、児童書の充実などで読書環境の整備を進めることで子どもたちが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付ける機会を提供する事業。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメント				
分類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	16 遊休市有地の有効利用	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	<p>庁内では「公有財産有効利用検討委員会」により、可能な限り売却する方針を持っている。</p> <p>現在、公共施設の移転等により遊休市有地が存在しており、前期・中期の計画の実施により処分が進んだが、地理的条件が合わなかったり、施設等が残っていること等から、売却が進まないものがある。</p>				
A=Action 改善内容を立案	<p>遊休市有地(※28)を有効利用することで、管理の縮減、歳入の確保を図る。</p>				
P=Plan 具体的な施策を計画	<p>立地や面積等の条件面から特に有効と考える処分可能資産の売却・貸付を行う。</p>				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	R2	1ヵ所以上の遊休市有地の運用(売却・貸付)をすすめる。		中期計画で選定した箇所の入札等の売却手続きを進めつつ、固定資産台帳を基に、運用可能な普通財産の洗い出しを再度行い、運用時期についての検討を行う。	
	R3	1ヵ所以上の遊休市有地の運用(売却・貸付)をすすめる。		前年度の検討結果から、早期に運用が図れるものから、手続きを進めていく。	

※28 遊休市有地：何らかの理由によりその使用・稼働を休止し、活用されていない市有の土地。



# 菊川市CAPD。!

『菊川市新行財政改革推進方針』

後期 計画/進捗管理

( 令和2年3月 策定 )

発行：菊川市

編集：企画財政部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

TEL 0537-35-0900 FAX 0537-35-2117

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>